

【新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の臨時休業の考え方について】



茨木市教育委員会  
令和2年9月8日決定事項

新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の  
臨時休業の考え方について

令和2年9月3日付け学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに従い、臨時休業の範囲については、感染拡大リスクに留意しながら、子どもの学びを保障するため、小・中学校の対応は、次のとおり決定する。

感染状況等		臨時休業範囲
(1)	校内に感染者が確認されたが、校内での感染拡大のリスクがない場合 *当該感染者が無症状、検査実施前2日間登校・出勤していない場合 *当該感染者に症状がでた日の前2日間登校・出勤していない場合 等	臨時休業なし
(2)	校内に感染者が確認され、濃厚接触者の状況から感染拡大のリスクがある場合  ア 濃厚接触者※が当該学級内に限定できる場合 イ 濃厚接触者※が当該学年内に限定できる場合 ウ 濃厚接触者※が学校全体にいる可能性がある場合	ア 当該学級のみ イ 当該学年のみ ウ 当該校のみ
(3)	複数の学校で感染者が確認された場合	地域限定または市内一斉臨時休業の検討

※濃厚接触者は、マスク等しないで、手で触れることのできる距離（目安として1m）で、感染者と15分以上接触があった者等、聞き取り等により個々の状況から、保健所が総合的に判断する。

ただし、上記に関わらず、市内の感染状況、校内での感染者数により、保健所からの指示に従い、臨時休業の範囲を総合的に判断することとする。